

# 実践的アドバイス

～提案募集の実務と提案作成のポイント～



内閣府 地方分権改革推進室



# ＜実践的アドバイス＞提案募集の実務

提案募集方式を活用するにあたり、

- ・ **提案団体による作業**
- ・ **提案団体と内閣府のやり取り**

が発生する主な**時期**と**内容**は次のとおり。



2月2日～3月27日 ①事前相談

2月2日～4月21日 ②本提案の提出（首長決裁が必要）

※事前相談を行わずに提出することも可能ですが、提案内容の充実のため事前相談をお願いします。

6月中旬～7月中旬 ③関係府省庁からの第1次回答に対する提案団体の見解を提出

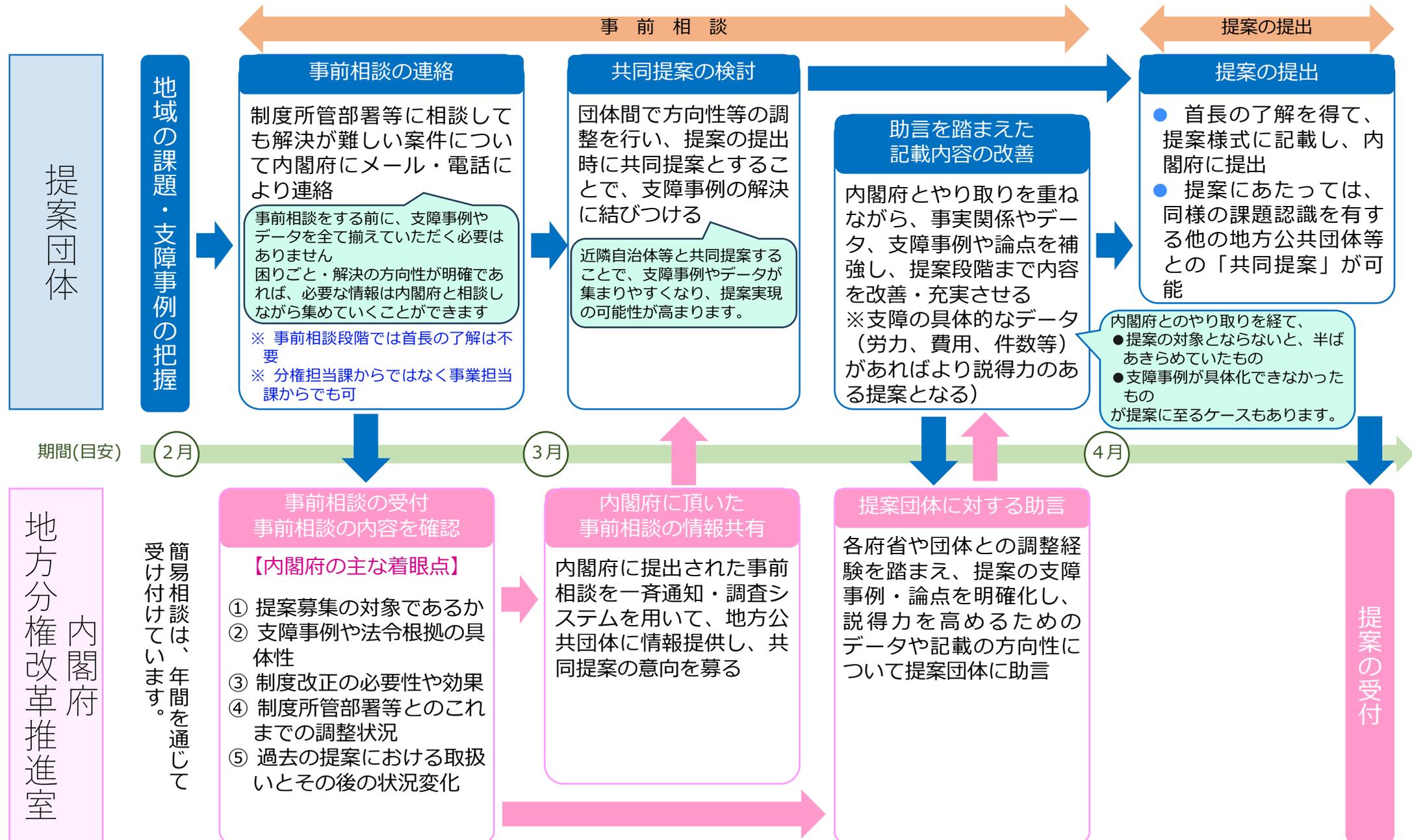
※ 時期は「令和8年 地方分権改革に関する提案募集要項」に基づいた令和8年のスケジュールとなっております。

※ 要項の内容は、例年1月下旬～2月上旬に開催される地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議において審議の上、決定されます。

※ 上記以外にも、必要に応じて支障事例の深掘りや勉強のため内閣府からご連絡を差し上げる場合がございます。

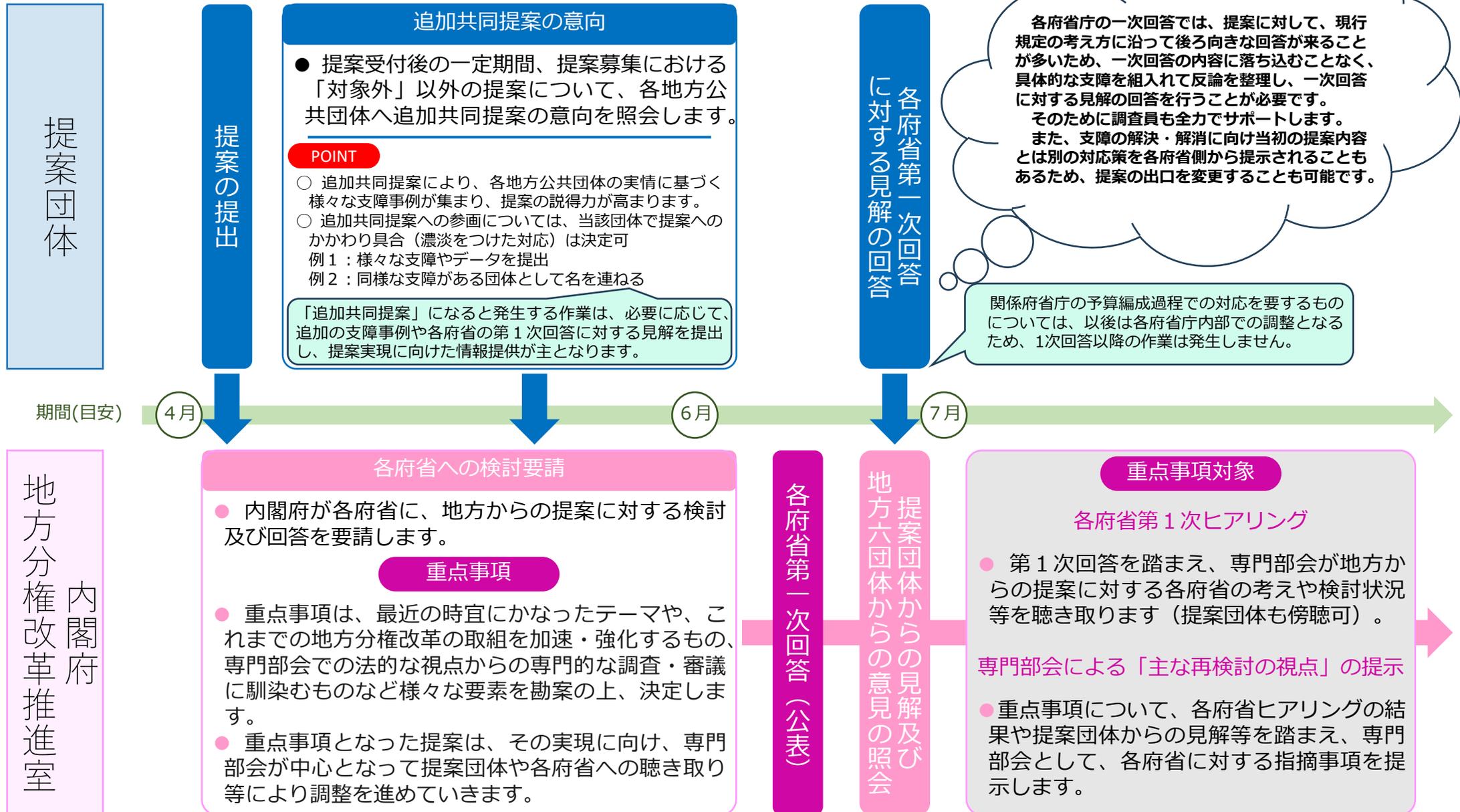
# 提案までの流れ（役割分担） ※令和8年予定

提案団体が地方分権改革に関する提案を行う前に、内閣府に事前相談を可能な限り行ってください。



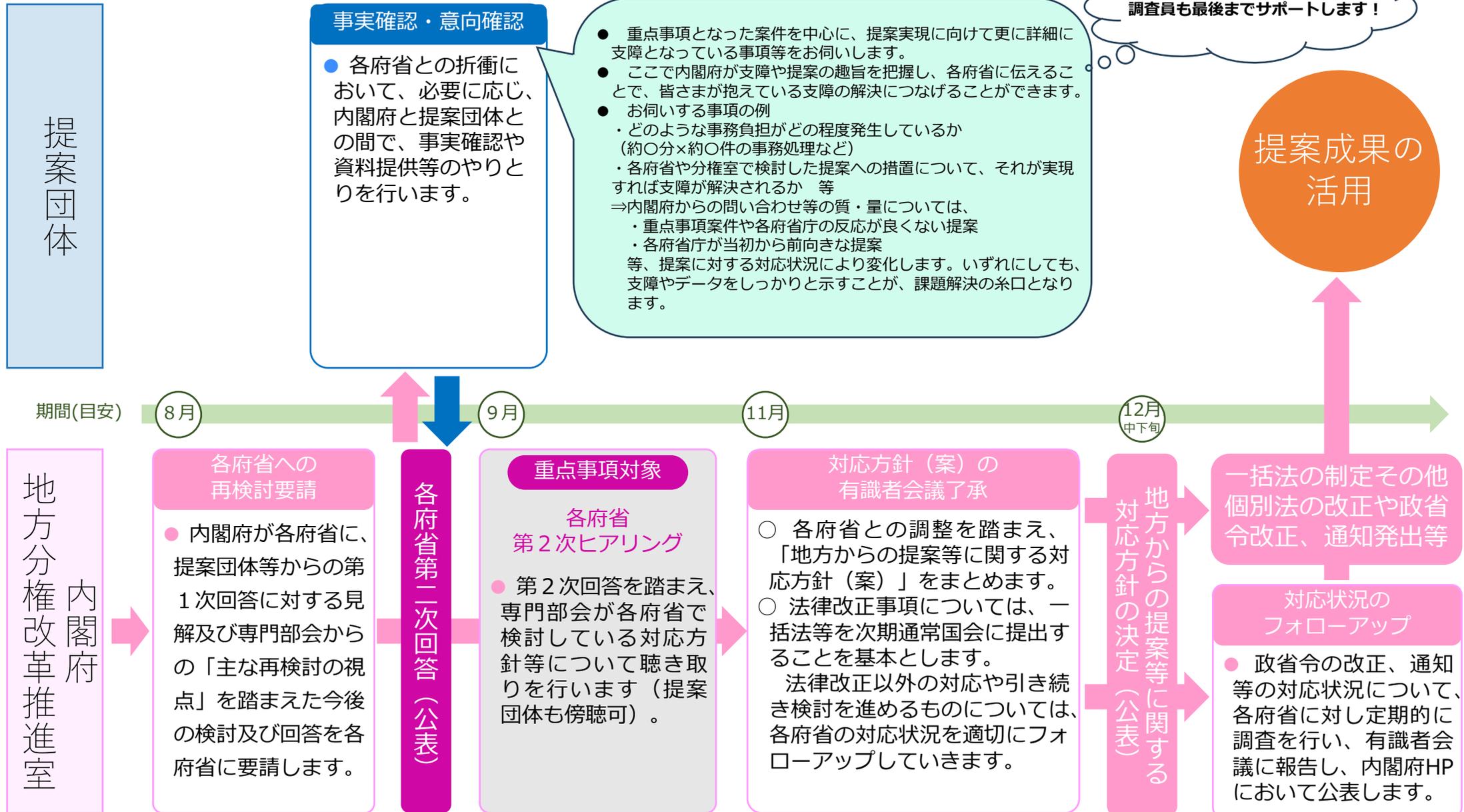
# 提案提出から実現までの流れ①（役割分担）

地方から受け付けた提案は、各府省への検討・回答要請を行うとともに、重点事項となった提案については、地方分権改革有識者会議及び専門部会に諮られ、提案の実現に向けて提案団体や各府省との調整が重ねられます。



# 提案提出から実現までの流れ②（役割分担）

最終的な調整結果を踏まえ、年末には「地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、これを受けて、一括法の制定その他個別法の改正や政省令改正、通知発出等の取組が各府省において進められます。



# ① 事前相談

## 事前相談提出までの流れ

簡易相談を行うことで、相談内容の整理に早く取りかかることができ、その結果事前相談を早期に開始できます。

それにより、年度末の異動等による提案作成の停滞を回避できるなどのメリットがあります。

### 事前相談様式受取

一斉通知・調査システムにて全自治体に送信する他、当室のホームページからダウンロードも可能です

### 根拠法令等の確認

支障が生じる原因が法令等の（法令・通知・要綱要領など）のどの部分にあるのかを明確にすることで、改善策の道筋が見えてきます  
※提案募集方式データベースをぜひご活用ください

### 様式に記入

改善したい支障と考案した改善策を記入してみましょう

0

提案募集開始

1

2

3

4

5

事前相談様式提出

### 支障事例を確認

国の制度や法令による地域住民や職員自身のお困りごとについて心当たりがないか職場で話してみるのが提案につながることもあるかもしれません。

### 改善策の考案

お困りごとへの改善策をご考案ください。近隣自治体と一緒に考えてみたり、上司や同僚に話してみたりすることで、改善策のきっかけを掴めるかもしれません。



ご不明点があれば分権室へ  
お気軽にご連絡ください

提案団体向けに実施している提案募集方式に係る研修の一環で、提案作成の一連の流れを体験できるグループワークの実施が可能です。ぜひご活用ください！

# 提案募集方式データベースの案内

- 当室ホームページにて、提案の検討を支援するためのデータベースを公開中です。  
提案の検討に当たりヒントを得たい、担当分野に関連する過去の提案を確認したい等、目的に応じて利用できますので、是非積極的に活用ください。
- 公開ページURL (<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/database.html>)

## 【エクセル版の使い方】

- ① フィルター機能を使って、年度別、分野別等での検索が可能です。
- ② 提案毎の調整結果(閣議決定における記載内容)の確認が可能です。
- ③ 各提案内容をPDFにまとめた「個票」の確認が可能です。

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	1	03_医療・福祉	新篠津村	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法	自営業者の子どもに係る保育認定基準の明確化等	子ども・子育て支援法における未就学児の認定区分について、自営業(特に農家)の子どもの認定に際しての全国(特に農家等の自営業者が多い地域)の事例周知、自営業の場合のモデルケースの周知等を求める。	当村は、自営業(農家)の方が多く、保育の必要量の認定に際し、就労により「家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」として保育認定を行う判断に苦慮している。当村としても、不公平感のないよう留意しつつ認定作業を行っているが、農家の作業時期や就労環境によっては、自宅に保護者がいる場合もあり、他の保護者から、保育所に通わせるのはおかしいのでは、といった問合せが寄せられることがある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukakka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyukakka.html</a>	

例

フィルター機能をクリック

対応方針(閣議決定)記載内容(提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件とする	<令元> 5【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としていないことを地方運輸局、鉄軌道事業者及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年12月10日付け国土交通省鉄道局施設課長通	踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としていないことや鉄道の安全・安定輸送の確保が図られることを十分に確認した上で、関係者の合意が得られた場合に新設ができるものであることを明確にし、通知した。	【国土交通省】踏切道の新設に係る取り扱いについて(令和元年12月10日付け国鉄施第214号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/306_tsuichihon14">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/306_tsuichihon14</a>	国土交通省鉄道局施設課

最終の対応方針や関係資料等も閲覧可能に

## 提案募集方式データベースをフルに活用してみよう

まずは、気になるキーワードで検索してみよう...

- ・過去の提案がヒントになって、提案のアイデアが浮かぶ

過去に同様の提案がなされていたかを確認することで...

- ・根拠法令を探すヒントが見つかる
- ・関係府省庁の回答から法令・制度等の関係府省庁側のロジックを類推し、提案内容の充実を図れる
- ・提案作成の前に、過去に同様の提案がなされていることを把握し無駄な作業を避けることができる

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)	
例	R1	1	03_医療・福祉	村	新篠津村	内閣府、厚生労働省	B 地方に 対する規制緩和	子ども・子育て支援法	自営業者の子どもに係る保育認定基準の明確化等	子ども・子育て支援法における未就学児の認定区分について、自営業(特に農家)の子どもの認定に際しての全国(特に農家等の自営業者が多い地域)の事例周知、自営業の場合のモデルケースの周知等を求める。	当村は、自営業(農家)の方が多く、保育の必要量の認定に際し、就労により「家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」として保育認定を行う判断に苦慮している。当村としても、不公平感のないよう留意しつつ認定作業を行っているが、農家の作業時期や就労環境によっては、自宅に保護者がいる場合もあり、他の保護者から、保育所に通わせるのはおかしいのでは、といった問合せが寄せられることがある。	<a href="https://www.cao.go.jp/tanken-2019/tetankosyu_kakka.html">https://www.cao.go.jp/tanken-2019/tetankosyu_kakka.html</a>

フィルター機能をクリック

# ①事前相談様式の記入

## 事前相談様式の記入ポイント

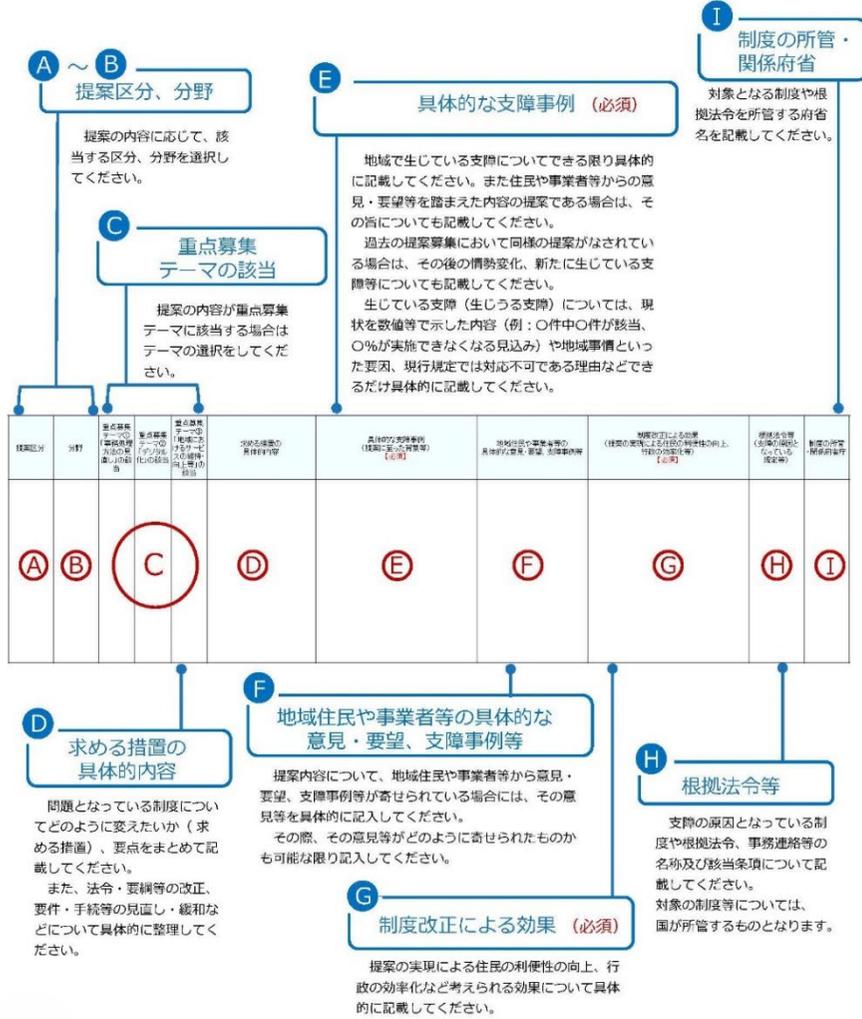
※地方分権改革・提案募集方式ハンドブック（令和8年版）より引用

様式に記載すべきことが多くある印象を受けるかと思いますが、まずは埋められる事項のみ埋めていただき、簡易相談及び事前相談で当室と調整しながら提案の内容を充実化していきましょう！  
その際の支障に関する数値（費用、かかる時間、事務に係る人数等）はおおよその数値で構いません。

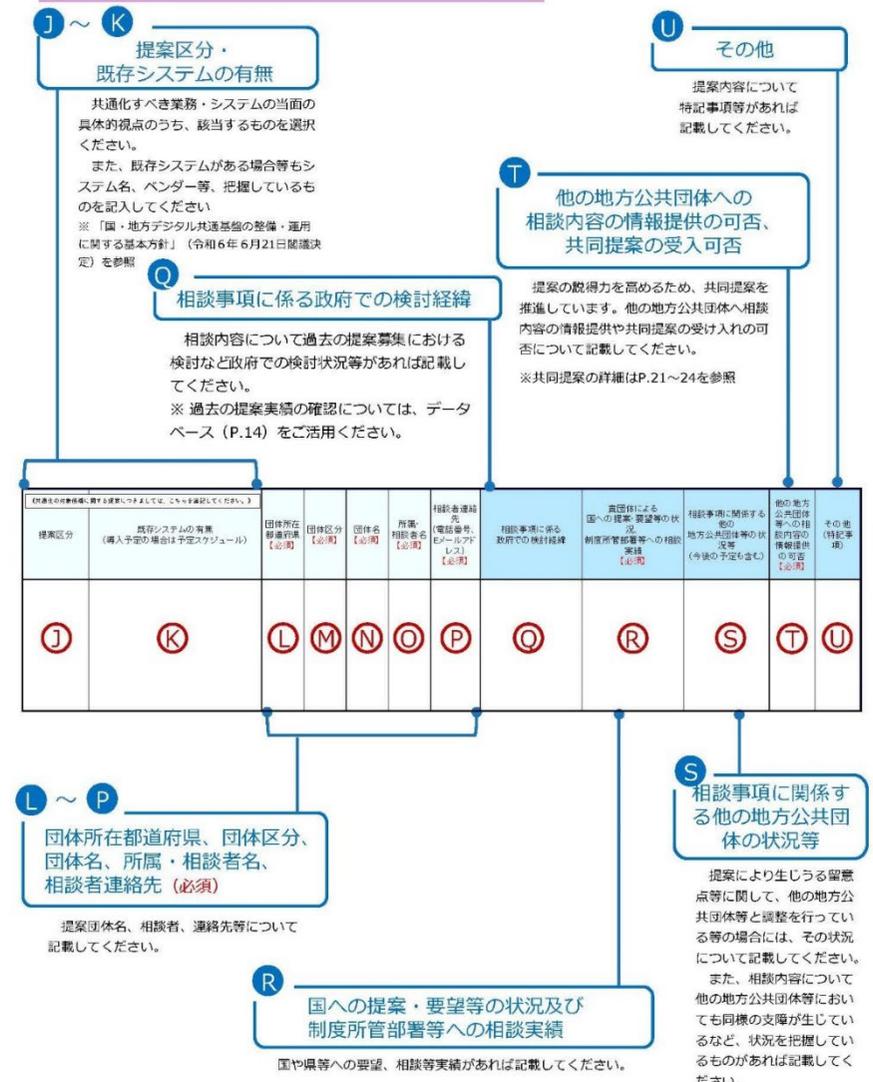
### ③ 事前相談様式の記入ポイント

事前相談では、所定の様式に求める措置の内容や支障事例等といった必要事項を記載していただきます。内閣府と課題についての認識共有や議論をスムーズに行えるよう、事前相談様式への記入事項についてのポイントをご紹介します。

※令和8年の事前相談様式をもとに作成しています。



事前相談様式の記入方法等についてご質問がある場合は、お気軽にお問い合わせください。



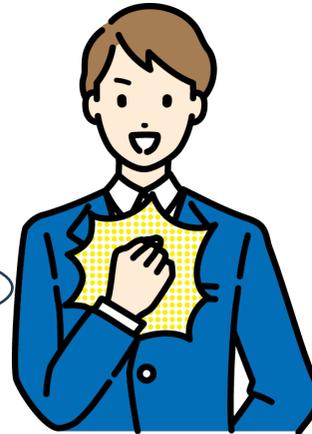
## ②本提案の提出

事前相談の受付後、当室において記載内容についての確認や提案の対象性の検討を行い、提案内容の充実に向けた助言をさせていただきます。当室からの助言を踏まえて本提案を御提出ください。本提案に関する具体的な作業は次のとおりです。

### 本提案様式の作成

- ・事前相談様式と同時に送信している本提案様式に必要事項を記入。
- ※本提案様式への記載事項は、すでに**事前相談で調整した内容となるためご負担となる業務は発生しないことがほとんどです。**

だからこそ事前相談が重要です！



### 首長決裁

- ・本提案に際しては**首長の決裁が必要**です。お手数ですが、決裁処理をお願いいたします。

### 期限までに提出

- ・本提案様式の提出期限が設けられています。首長決裁次第、速やかにご提出ください。
- ・提出は一斉通知・調査システムにてお願いいたします。

# 提案作成のポイント

Point  
01

## 「支障事例」は提案の中で最も重要な要素

### 支障事例の主な類型

#### <全国一律の基準の緩和等について>

- ・施設や設備等の基準が全国一律で地域の実情に合っていない。
- ・職員・従事者の配置基準、資格要件が全国一律で地域の実情に合っていない。
- ・国の定めによって不合理な状況となったり、無駄な仕事を行っている。

#### <国の手続の簡素化について>

- ・国が判断するため時間がかかり、迅速な対応ができない。
- ・そもそも国との協議が形骸化している。

#### <事務・権限の移譲について>

- ・類似の事務・権限が、県と市町村で別々になっている。

### 具体化のイメージ

- ・施設や設備の基準が全国一律に決まっており、利用者の質や利用人数に応じた対応ができない。
- ・従業者が取得すべき資格が一律に決まっており、経験・知識のある地域の人材が活用できない。
- ・届出を受け付ける時期が法律で決まっており、急遽対応すべき案件に対応できない。
- ・申請の処理期間が一律に定められているが、時期・事情によって延長を認めてほしい。

- ・許可を受けた計画等について、軽微な内容の変更でも再度国の許可が必要であり、迅速な対応ができない。
- ・国の許可を得るために時間がかかり、先の見通しが立たないことから、連携する民間事業者を確保できない。
- ・手続として国との協議を行っているが、国から反対意見等が出されたことがなく、形骸化した手続が負担となっている。

- ・事業者の監督・指導を国が、許可の受付を都道府県がそれぞれ行っており、実態を知る都道府県が一体的に指導を行った方が効率的。
- ・類似の事業の許可権限が都道府県と市区町村で分かれており、事業者の一体的な管理ができず、事業者から見ても申請先がわかりづらい。

# 提案作成のポイント

Point  
02

## 根拠法令（課題の原因）を調べよう

### 課題（支障）の原因がどの法令等かを調べる

- (1) 提案に関係している業務がどの法令等に基づいて行われているのか
- (2) どの法令等が業務の支障となっているのか

#### 例

空き家をシェアハウスに転用したいが、階段寸法の基準のせいできない（H28提案）

根拠法令・条項 建築基準法施行令第23条第1項

条文 階段およびその踊り場その踊場の幅並びに階段の蹴上げおよび踏面の寸法は、次の表によらなければならない。

→ 政令による義務付け

#### 調べ方

#### Webで検索してみる

（法律、政令、府省令、告示、通知、要綱、要領、手引きなど）

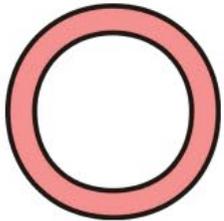
法令はe-Gov法令検索、通知や要綱等は各府省のHPで探すことができる



#### 上司、同僚や制度所管部署（関係府省や県庁の担当部署）に聞いてみる

提案募集方式データベース（提案検討支援ツール）を活用して、参考となる過去の提案を見つけよう  
※詳細はP 6

## 提案の**対象**であるか確認しよう



**対象**

### ① 地方公共団体への事務・権限の移譲

- ・国から地方公共団体への移譲
- ・都道府県から市町村への移譲

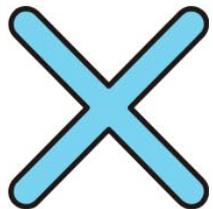
※全国一律の権限移譲が難しいなどの場合は、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的移譲（手挙げ方式）とする提案が可能

### ② 地方に対する規制緩和

（義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し）

- ・法律、政令、府省令、告示、通知等によるもの
- ・補助金等の要綱等によるもの

※各種補助条件の見直しや手続・書類の簡素化が対象  
※補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化等は対象外



**対象外**

① 国・地方の税財源配分や税制改正

② 予算事業の新設提案

③ 国が直接執行する事業の運用改善

④ 個別の公共用物に係る管理主体の変更

⑤ 現行制度でも対応可能であることが明らかな事項

※対象外の事項でも、その手続（各種補助条件の見直しや手続・書類の簡素化等）に関するものは対象になりますので、一度、ご相談をお願いします。

# 地方から派遣されている調査員より

調査員に聞ききました！

「地方からの提案を調整するうえで、思ったこと、感じたことは？」

- 支障事例が具体的であればあるほど助かった（定量的な根拠があれば助かる）
  - 関係省庁との交渉（有識者からのヒアリング、担当部局間での折衝）で非常に役立つ
- Ex) ・この事務を処理するのに○人の職員、約○時間を要する
  - ・○○計画の○○の事項を変更するには、県の協議会に諮ったうえで、国から許可が下りるまでに、約○か月かかる。すべての手続に約○か月かかる。
- 支障として御相談いただく計画や国からの事務連絡等については、インターネットで入手できるものについては、分権室調査員側でも、最大限お調べいたします。ただし、インターネットから入手できるものばかりではないため、参考になりそうな資料がございましたら、幅広くご提供いただけると大変助かります。
- 重点事項として選定された提案については、有識者によるヒアリングを実施しており、その際に各省より制度の考え方や対応できない理由について資料が提供されている場合がある。加えて、計画策定について、一体的策定または共同策定することが可能かどうかについては、HPに掲載しているのでご活用いただきたい。

# 地方から派遣されている調査員より

## 調査員に聞きました！

「地方からの提案を調整するうえで、思ったこと、感じたことは？」

- 過去に提案をしたときに事務量が多くて大変だったので今年は提案できそうにない」というような話を地方公共団体から聞いたことがあります。実際には、案件によって業務量は様々なので、そこまで提案団体に何かを求めることがない提案（本提案提出後は1次回答への見解をもらう以外に作業や連絡が殆ど発生しない提案）も多く、過去の経験則で提案を渋られている方がいるのは、勿体ないと思う。
- 制度の詳細や具体的な事務の流れ等を実務担当のお立場から丁寧に教えていただき助かった。
- 他の自治体に状況や意見を伺い、その情報を伝えていただき助かった。意見の補強にもなる。
- 早めに相談していただけたら、当室からの相談に素早く対応していただけて助かった。
- 簡易相談を年中受け付けているので、是非お気軽に活用いただきたい。

## 提案募集制度を活用するメリット

- 提案募集方式とは、国（分権室）が、有識者からのヒアリングを交えて関係省庁と交渉を行う制度。地方⇒国に直接要望するより、この制度を活用して提案を行った方が、提案実現に向けた推進力がより付与されると思う。また、同様の支障を感じている他自治体とのつながりができる可能性がある。
- 地方が限られた人材で、より効率よく事務を進めていくための有用なツール（地方へ権限を委譲・付与して自由な裁量を求めたい場合は規制緩和を求めることができ、事務の効率化を図りたい場合はその軽減策を提案できる制度）だと思う。今後、地方公共団体がより自由に活躍するために、積極的に活用いただきたい。

みなさまからのご提案、  
ご相談をお待ちしております。



## Q & A形式で提案の対象性について理解を深めよう！

- 権限移譲または地方に対する規制緩和に当たらない提案とはどのようなものでしょうか。

国が直接執行する事業の運用改善（例：国から農家への直接の補助金の補助要件の緩和）や、地方公共団体と私人が同一に取り扱われる規制（官民共通規制）の見直しを求める提案（例：再生可能エネルギー発電設備導入に係る環境アセスメントの期間短縮）など、権限移譲や地方公共団体の事務処理またはその方法の義務付け・枠付けに関する提案ではないものは対象外となります。

ただし、国が直接執行する事業に関する提案でも地方の関与を強めるものや、官民共通規制の見直しを求める提案でも合理的な理由で地方公共団体について私人と異なる取扱いを求めるもの等、**内容によって対象となる場合があるので内閣府にご相談ください。**

その他のQ&Aについては、[地方分権改革・提案募集方式ハンドブック（令和8年版）](#)や[募集要項](#)でご確認ください。

## Q & A形式で提案の対象性について理解を深めよう！

- 税財源に関する提案については、提案募集の対象とならないのでしょうか。

税財源配分や税制改正等の財源措置は、国・地方を通じた税財政制度全体を視野に入れ、専門的に検討すべき事項であり、税制調査会や、国と地方の協議の場等において議論されているところです。したがって、地方の多様性を活かして個別の制度改正の提案を検討する提案募集方式にはなじまないものと考えられ、**基本的に対象外ですが、地方公共団体の税に関する事務手続に関するもの等、権限移譲または地方に対する規制緩和に該当すると考えられる提案については対象となります。**

その他のQ&Aについては、[地方分権改革・提案募集方式ハンドブック（令和8年版）](#)や[募集要項](#)でご確認ください。

## Q & A形式で提案の対象性について理解を深めよう！

### ■ 補助金等に関する提案はどのように扱われますか。

提案の募集要項においては、これまでの地方分権における国庫補助負担金を巡る議論等を踏まえ、補助金等の要綱等による義務付け・枠付けの見直しを求めるもの、具体的には各種補助条件の見直しを求めるものや手続書類の簡素化を求めるもの等を提案募集方式による検討の対象としています。

一方で、補助率の引上げ、採択基準の引下げ、補助金の廃止による一般財源化等を求める提案は「権限移譲」・「規制緩和」に当たらないものと考えられ、検討の対象となりません。

また、規制緩和に当たる要素があるものの、予算の増額につながる提案については、地方分権の視点のみから議論を行うことができないため、内閣府と関係府省との間で調整を行うのではなく、主に予算編成過程で議論することとされます。

その他のQ&Aについては、[地方分権改革・提案募集方式ハンドブック（令和8年版）](#)や[募集要項](#)やでご確認ください。